

資料2 第15回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第15回河川保全利用委員会(H19. 10. 4)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第15回から第16回までの検討結果	第16回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (委員会配布資料)
1)第14回委員会活動の整理事項	●「資料2 第14回河川保全利用委員会 審議事項」の内容を確認し、承認した。	-	-	-
2)「大野・木曽川滑空場現地調査会」報告について	●平成19年6月3日に開催した「大野・木曽川滑空場現地調査会」を報告 ・大野滑空場で施設整備状況を調査、地元関係者と懇談 ・木曽川滑空場でグライダー飛行状況を調査 ・参加委員による意見交換会の実施	-	-	-
3)対話集会「現地見学会」「語り合う会」報告について	●現地見学会(平成19年7月29日開催)語り合う会(平成19年8月26日開催)を報告 ・賛成・反対は別にして、理解度が深まり、集会実施の効果は見られた。 ・学生の思いが直接聞けた事がよかったが、議論がかみ合う場ではなかった。 ・今後、呼びかけ範囲の参加者が少なければ、周知範囲の拡大する配慮が必要。 ・今後、意見を持っていて都合により出席できない住民から意見聴取の工夫が必要。	-	-	-
4)占用許可申請について	●グライダー審査に使用する審査表 ◆守山市河川公園で使用した審査表を「グライダー用」に使用するため審査項目・細目を検討。 ・審査細目 B22「トイレの確保」説明欄 ⇒「トイレ等…」を「トイレ施設・ゴミ箱は確保・維持されているか。」とする。 ・審査細目 C29「無線使用の影響」説明欄 ⇒「ラジコンとの混信」を「無線周波数は、周辺受信施設に影響がないのかどうか」とする。 ◆委員から審査結果を審査コメントに形で提出していただき、取りまとめて意見書の資料とする。	委員からの意見を含め、審査細目 B12「事故発生時の対応」B22「トイレの確保」C29「無線使用の影響」の3項目を変更した。	-	参考資料2 審査表(グライダー訓練場用)
	●グライダー操縦訓練場の説明と審査 前回審査で追加説明をお願いした『候補地の選定理由』『グライダーの安全対策』『環境影響』について、日本学生航空連盟から説明を受けたのち審査をした。 ・周辺住民を巻き添えにした事故は発生していないが、住民は墜落事故を心配している。不測の事態が生じたときに操縦者が危険を回避した努力などの説明が不足している。 ・訓練場を作ればゼロリスクはありえない。地元メリット、デメリットを明確にして地元貢献内容を提示する必要がある。 ・墜落の危険のある飛行訓練は、三軸シミュレータを導入して地上で実施してはどうか。 ・日本学生航空連盟として、直接住民との話し合いの機会を持つことが必要ではないか。 ⇒今後、行政と調整して、地域住民の方々との説明の場が必要であると思っている。 ・仮にグライダー占用申請が不許可の場合は、どうするつもりか。 ⇒野洲川がダメならば、関西圏での滑空場は諦めて、他の滑空場の効率を上げて対応する。	委員に審査表の審査項目ごとのコメント、審査区分(設置理由、利用者、環境)のコメント、総合コメントの提出を依頼した。 第4回調整作業会(平成19年11月22日) 第5回調整作業会(平成19年11月27日)を開催して「審査表意見コメント集約」、「グライダー意見書(原案)のまとめ」の調整作業をした。	意見書(原案)グライダー操縦訓練場の審議を行なう。	資料3-1 第4回調整作業会記録 資料3-2 第5回調整作業記録 資料4 意見書(原案) グライダー操縦訓練場
5)19年度に占用を満了する野洲川の施設の扱いについて	●平成19年度に占用期間を満了する野洲川の占用施設の扱い ・野洲川立入河川公園(守山市)、野洲川河川公園(野洲市)、野洲川運動公園(栗東市)の3件を16回委員会より審査する。	笠委員長に琵琶湖河川事務所長より「意見照会文書」が10月22日付けで提出され受理をした。	運動公園の第1回審査を行なう。	資料6 審査対象公園審査表(案) 資料7 審査対象公園概要説明資料
6)委員会の今後のスケジュール	●今回審議できなかった、「基本理念の審議」は、次回の第16回委員会で審議する。 ●調整作業会を11月に開催し、グライダーの意見をまとめる作業をする。結果は、意見書(原案)として委員会に報告する。	基本理念の審議の参考とするため、委員に基本理念の意見提出を依頼した。	基本理念の審議を行なう。	資料5 基本理念について(案) 資料8 今後の委員会運営・・
7)グライダー審査の感想	●審査結果の方向性として、出席委員からグライダー審査に関する感想をお聞きした。	調整作業会に使用する資料として、委員に審査の総合意見の提出を依頼した。	-	-

資料3-1 第4回 河川保全利用委員会調整作業会記録

作業会概要

グライダー審査の審査コメントのまとめを行なうため第4回調整作業会を開催した。委員から提出された審査表の審査コメントの検討をおこない「審査コメント集約表」として整理した。意見書作成方法について出席委員で意見交換をおこない、意見書の記載の方向性を確認した。

開催日時： 平成19年11月22日（金） 17：30～21：00

場 所： 野洲川中央公民館 第4講座室

参加者： 13名 委員6名（委員長、副委員長、委員4名）、河川管理者3名、事務局4名

作業会内容

1. グライダー審査表の確認

(1) 第15回委員会審議結果と委員意見をもとに、グライダー審査表の審査細目を3箇所修正した。

- ・審査細目B12は、A区分に関連するので、A32の次に移動し、審査細目を「管理体制」とした。説明欄は「不測の事態に対応できる管理体制となっているか。」とした。
- ・審査細目B22は、説明欄を「トイレ施設・ゴミ箱は確保・維持されているか」とした。
- ・審査細目C29は、説明欄を「無線周波数は、周辺受信施設に影響がないかどうか」とした。

(2) 審査細目の説明欄の内容を審査結果が満足する場合に、丸印になる言葉に説明欄文書を変更した。

- ・審査細目A21「代替可能性」の説明欄は、「堤内地で代替できない施設であるか」と変更した。

2. 審査表の審査コメントの調整作業

(1) 審査コメント集約表の整理・検討

① 委員に提出を依頼した「審査表の審査結果コメント」を事務局で整理・統合した作業案をもとに、委員の意見交換により調整案のまとめ作業をした。

② 審査細目単位で整理したため、審査細目相互間で意見が矛盾している点を調整した。

③ 整理した主な項目は以下の内容である。

・全般的な修正事項として、「他の事例との比較ではなく、現状との比較を言う」「審査細目の説明欄に対応したコメント回答とする」の形にする。

・「A1 必要性」は、「A2 代替性」の項目と関連する重要な項目である。関西地域で施設が必要であることは理解できる。また、安全面から、大きな面積が必要であることも理解するが、滑走路を一本に絞るなど面積縮小の努力を追記する。

・「A3 安全性」は、安全と安心を区分して整理する。他滑空場の比較や交通事故との比較は適切でないので表現を変更する。

・「A4 公共性」は、この審査項目のなかでも、重要な項目である。

・「B1 占用施設利用状態」、「B2 利用者」、「B3 利用形態（ふれあい）」は、文脈を整理する。

・「C2 環境」は、現状と比較すると動植物に影響を与えることが考えられる。飛行による鳥類への影響は、鳥類に詳しい人から意見を聴いて整理する。

・「C3 景観・文化」の景観は、飛行の状態は含まない状態で考える。

(2) 審査項目単位での委員意見の整理

① 審査表の審査項目単位で審査細目コメントを整理した。

② 審査項目の重要な内容をつなぎ合わせることで意見書の基礎資料とする。

3. 審査意見集約結果の意見書への反映方法

① 委員に提出を依頼した「占用結果（許可から不許可まで5段階で回答）」をもとに、集約方法を議論した。

② 審査結果を先に決めるのではなく、審査表の審査項目集約結果から意見書を作成することで整理する。

4. 整理した意見集約表等の委員周知の扱い

① 第5回調整作業会まで期間がないので、第5回の結果を整理した資料を委員に配布して周知する。

② 第16回委員会の意見書（原案）は、委員配布により意見を聴いた内容を反映した資料とする。

③ 作業で使用したグライダー審査項目整理表は、作業会資料として委員会での配布は実施しない。

5. 今後のスケジュールの確認

(1) 第5回調整作業会を以下の内容で開催する。

開催日時、場所： 平成19年11月27日（火） 13:30～16:30 野洲市中央公民館 第3集会室

開催内容： 審査表の審査コメントの確認、意見書（調整原案）の意見調整

使用した資料

(1) グライダー審査表の審査項目の整理表

(2) グライダー審査表の委員コメント集約表

(3) グライダー審査表の審総合意見集約表

(4) 審査意見集約結果

(5) 委員会・調整作業会のスケジュール

資料3-2 第5回 河川保全利用委員会調整作業会記録

作業会概要

第4回調整作業会の委員意見を整理した「審査表の審査コメント」の確認と、意見書(原案)を作成するため、第5回調整作業会を開催した。「審査表の審査コメント」の再整理をおこない、その結果を踏まえて、審査結果の総合評価を反映した意見書の検討を行い、意見書(調整原案)を作成した。

開催日時：平成19年11月27日(火) 13:30~16:30

場所：野洲川中央公民館 第3講座室

参加者：11名 委員4名(委員長、副委員長、委員2名)、河川管理者3名、事務局4名

作業会内容

1. 審査表の審査コメントの調整作業

(1) 審査項目の意見コメントの整理について

- ① 第4回調整作業会の意見を反映して整理した、「第5回整理案」をもとに「審査結果のまとめ」の作業をした。
- ② 審査項目単位で、項目ごとに整理を実施した。
- ③ 整理した主な項目は以下の内容である。
 - ・「A1 必要性」は、「河川敷の利用は妥当であるが・・・」の表現は言い過ぎであるので、修正する。
 - ・「A2 代替性」は、「代替は可能である」ではなく、「可能性の精査が必要」と修正する。
 - ・「A3 安全性」は、安全対策を「沿川住民・・・」、賠償責任保険の対象を明確にする表現に修正する。
 - ・「A4 公共性」は、「地元の理解は重要な項目・・・」を追加し、「ステップ」を「プロセス」に修正した。
 - ・「B2 利用者」は、利用者と見学者に区分してトイレの確保を修正した。
 - ・「B3 利用形態」は、河川愛護・保護活動で「地域の・・・」「・・・への参加」を追記した。
 - ・「C2 環境」は、飛行時の鳥類などの影響のヒアリングがまだであり、暫定として「河川敷を生息地とする小動物の影響が評価されていない。」と整理した。この項目は、ヒアリングの結果で変更をすることとした。

(2) 「総合意見のまとめ」の整理について

- ① 第4回調整作業会で整理した総合意見集約内容を確認した。
- ② 意見書(調整原案)作成は、「意見コメント」を順次記述することで作成が可能であるため、「総合意見集約」は参考扱いとする。

2. グライダー操縦訓練場意見書(原案)の整理

(1) 意見書(調整原案)の整理について

- ① 意見書の記載スタイルに沿って第4回調整作業会で示された意見書の方向性を事務局で意見書(調整原案)として整理した。この資料を使用して記載内容について検討・整理をした。
- ② 整理した主な項目は以下の内容である。
 - ・「検討の経緯」は、委員会で実施した「野洲川の現地見学会」を追記する。
 - ・「案1」「案2」とも許可を与える形であるので、「案3」としてグライダーは「認め難い」という案を作成する。
 - ・委員会の基本理念である「川でなければできない利用・・・」という観点からの文書を意見書に記述する。
 - ・「案1」「案2」では墜落不安の条件が安全面に重点をおく審査意見により記載されている。この委員会は、河川環境の専門委員もおり、環境面からの判断を記述する。
 - ・新規の案件であることから、「占用範囲の広さ」、「川との親水性」の観点から記述する。

(2) 意見書(調整原案)から意見書(原案)への整理について

- ① 第5回調整作業会結果を整理した意見書(調整原案)を、委員に送付して意見をもらう。
- ② 委員意見を反映して意見書(原案)を事務局で作成し、第16回委員会に提出して審議する。

3. 調整作業会周知方法について

- ① 各委員には、調整作業会の「調整作業会記録メモ」と意見を反映した「審査コメント」「意見書(調整原案)」を事務局から送付する。
- ② 資料送付は、委員会開催1週間前の11月29日までに送付する。委員意見の締切は、12月4日とする。

4. 今後のスケジュール

(1) 第16回河川保全利用委員会

開催日時：平成19年12月6日(木) 18:00~21:00

場所：野洲市中央公民館 第1集会室

使用した資料

- (1) 第4回 調整作業会メモ
- (2) グライダー審査表の委員コメント集約表
- (3) グライダー審査表の審総合意見集約表
- (4) 審査意見集約結果
- (5) グライダー操縦訓練場意見書(調整原案)

平成19年12月 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書(原案)
(グライダー操縦訓練場)

平成18年12月5日付け国近整琵琶調第43号にて意見照会の
ありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び
要望事項を具申いたします。

対象施設の概要（新設）

施設の名称	日本学生航空連盟野洲川滑空場
場 所	守山市川田町中柳島地先～野洲市三宅地先 (右岸5.6km～6.85km地点)
占用施設	離陸用滑走路、着陸用滑走路、搬入路、駐車場
申請者	財団法人 日本学生航空連盟
占用面積	66,122平方メートル

資料4 グライダー操縦訓練場意見書（原案）

1. 委員会としての意見・要望

占用希望場所は、申請者が関西地域にグライダー操縦訓練場がないことから、安全にグライダー訓練をするための諸条件を満足する空間として、選定した場所である。学業とグライダー訓練を両立する観点を考慮し、関西地区所属大学から近距離の場所として、野洲川河川敷を選定した。

占用希望の野洲川河川敷は、JR野洲駅から2kmの距離にある。過去に防災訓練に使用したことがあるが、現在は草地の状態の未占用場所である。堤防上の道路は、車の通行が禁止された管理通路で散策者や地域の人が利用している。側帯部には、非常災害備蓄基地がある。

当委員会は、申請者から占用施設の説明を受け、審査表に基づく審査を実施した。審査過程で、野洲川占用希望場所と類似グライダー操縦訓練場の現地調査と、河川管理者が開催した対話集会の報告を受けた。

当該箇所のグライダー操縦訓練場利用は、利用形態から環境に与える影響は大きくはないと考えられるが、河川敷の高水敷全幅を長さ約1kmにわたる占用空間であり、小生物等への生息・生育環境に影響がないとは言えない。

関西地域で新たに選定する必要性は理解するが、野洲川の河川敷でなければならぬ理由は不十分であるとする。

また、グライダーの飛行範囲内の住民には上空飛行に伴う墜落等の安全性に不安の声がある。

※以下に検討案を示します。

案1：要望事項を付加して認めてもよいとする案

案2：妥当でないと判断するが、再検討もあるとの案

案3：妥当でないと判断する案

(案1)

当委員会は、委員会の基本理念である「川でなければできない利用」を遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は、河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。

しかし、当該グライダー操縦訓練場は、長大な空間を必要とする施設で、選定場所が限られる。小動物の生息環境への影響があるものの、環境影響は大きくはないと判断する。このため、以下の要望事項を付して最低限の範囲で占用を許可することが妥当であるとする。

また、申請者に対して、住民に周知を行い、利用に関する合意を得る努力をすることを要望する。

(この場合、条件・要望事項あり)

- ・施設の縮小を図ること
- ・住民周知を十分に行い、安全性を含めた合意を得ること
- ・住民と協調した活動を考慮すること

資料4 グライダー操縦訓練場意見書（原案）

（案2）

当委員会は、委員会の基本理念である「川でなければできない利用」を遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は、河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。

新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場は、「川との親水性」を図れる施設とはいえない施設である。また、設置の必要性の理由に乏しく、環境への影響は大きくはないが広大な面積を排他的に利用する。さらに、グライダー操縦訓練場は、上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり、このことに対して住民との間の合意を得る見込みが少ない。

このため、占用は適切でないと判断する。

なお、下記諸条件を検討され、今後、状況が変化した場合は、その時点で、再度検討することとしたい。

（この場合、条件・要望事項あり）

- ・施設の縮小を図ること
- ・住民周知を十分に行い、安全性を含めた合意を得ること
- ・住民と協調した活動を考慮すること

（案3）

当委員会は、委員会の基本理念である「川でなければできない利用」を遵守する観点から、グライダー操縦訓練場は、河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は適切とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。

新規の占用施設である当該グライダー操縦訓練場は、「川との親水性」を図れる施設とはいえない施設である。広大な面積を排他的に利用することから、設置の必要性の理由に乏しく、占用を許可することは適切でないと判断する。

（この場合、要望事項なし）

2. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 20 日	委員会	グライダー操縦訓練場現地調査(事前)
平成 18 年 12 月 5 日		意見照会書の受理
平成 19 年 2 月 1 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 委員による意見交換
平成 19 年 5 月 24 日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成 19 年 6 月 3 日	現地調査会	類似グライダー操縦訓練場の現地調査 委員による意見交換
平成 19 年 7 月 29 日	現地見学会	野洲川操縦訓練場の現地調査
平成 19 年 10 月 4 日	委員会	委員による占用施設の審議 委員による意見交換
平成 19 年 12 月 6 日	委員会	委員による占用施設の審議 委員による意見交換

以上

資料5 基本理念について(案) (委員意見集約版)

基本理念(案) 第15回委員会資料7で配布した案	基本理念(案)作成時の説明(出展等)	委員から寄せられた意見
<p>【基本理念の整理の考え方】¹</p> <p>(1) 理念と基本方針の構成で整理する。 (2) 理念は、河川ごとに考えるのではなく、琵琶湖河川としてひとつの理念とする。 (3) 基本方針は、河川の特長を活かした内容で河川ごとに考える。</p> <p>【考え方の補足】</p> <p>①基本方針の対象河川は、審査を完了した野洲川を対象とする。 - 瀬田川、草津川は、審査案件が発生した時点で検討する。 ②基本方針は、守山市の3河川公園の意見書を参考に作成する。</p>	<p>■第13回委員会の審議で、基本理念と基本方針に分けて整理すると決めた内容を反映した。</p>	<p>(まとめ結果) ○基本理念と基本方針に整理する考え方は、この考え方でよい。</p> <p>(提案) ○理念の適用の範囲を「琵琶湖河川」と狭く考えるのではなく、<u>広く「琵琶湖河川(直轄河川以外も含めて)」と考えてはどうか。</u></p> <p>(文書変更案) ○(1) 理念と基本方針という構成で整理する。 ○(2) 理念は、河川ごとに考えるのではなく、<u>琵琶湖河川に普遍的なものとして</u>、ひとつの理念とする。 ○(3) 基本方針は、河川の特長を活かした<u>内容にするのが望ましい。</u></p>
<p>淀川水系河川整備計画原案(75頁)²</p> <ul style="list-style-type: none"> 「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を推進するという観点から、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小を基本 施設利用者、住民、自治体等から強い存続要望等があり、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等からなる「河川保全利用委員会」の意見等を聴き、判断 	<p>■淀川水系河川整備計画原案「4.5 利用 4.5.2 河川敷(1)利用(P75)」の内容を抜粋</p>	<p>○淀川水系河川整備計画原案を紹介した内容であるので、特に意見を求めている。</p>
<p>基本理念(案)³</p> <p>「川でなければ出来ない利用・川に活かされた利用」の観点から利用の形態を見直し、本来河川敷以外で利用する施設については縮小することを基本とする。</p> <p>※琵琶湖河川としての理念は、議論した結果、淀川水系全体の理念と同じ内容とする</p>	<p>■淀川水系河川整備計画原案「4.5 利用 4.5.2 河川敷(1)利用(P75)」より引用</p> <p>河川敷利用にあたっては、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域性に配慮し、その特性を損なわないで「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とする。</p>	<p>(まとめ結果) ○基本理念は、この考え方でよい。</p> <p>(意見) ○この委員会の河川保全利用の理念は「<u>堤外民地も含めたものでなければならない</u>」と思います。 ○「<u>川に活かされた利用</u>」との表現は、「<u>誰が</u>」あるいは「<u>何が</u>」、「<u>河川に(よって)活かされるのか</u>」が不明確である。人がいかされるのであれば、「生かされる」になるのではないかと。「人が活かされる」という言葉は、「人が活躍の場を与えられる」ような場合に使われるのではないのでしょうか。 ○「<u>川でなければ出来ない利用</u>」は、<u>何かしら、川を祭り上げるような考え方であるように感じられ</u>、正直なところ、川の成り立ちを無視したような、ある意味、狭小な考え方ではないかと思えます。</p>
<p>利用されている現状を考慮⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> しかしながら、既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があるとともに、防災機能としての役割がまちづくり中で必要との意見がある。 <p>※利用者の実態を考慮して利用を考える</p>	<p>■淀川水系河川整備計画原案「4.5 利用 4.5.2 河川敷(1)利用(75ページ)」より引用</p> <p>しかしながら、<u>既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があるとともに、防災機能としての役割がまちづくり中で必要との意見があることから</u>、河川敷で利用する施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民の意見を聴き判断することとする。</p>	<p>(意見) ○基本理念(素案)に内容と矛盾するため、変更してはどうか。 ○「スポーツ施設」を強調しすぎており、公園、緑地などの要望が現れていない。「…グラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望がある…」を「…<u>流域住民の健全な利用に対する存続の要望がある</u>…」に変更してはどうか。</p> <p>○川は、そのときの政治体制の下、行政的、財政的、技術的水準が許す範囲で、社会経済的要請を最大限満足させるように形を変え、利用されてきており、それは「<u>収奪されてきた</u>」という表現の方が実態を適切に表すようなものであったと思われます。無論、それは同時に、様々な利害対立をもたらし、時代を通じて「水論」は止むところが無かった訳であり、種々の調整・調停方法が模索されてきたところです。 この問題もこうした文脈から捉える必要があって、<u>無闇に地先利用を排除するべきではないと思います。川から人の目が遠ざかることによって、不法投棄等の助長に繋がる面は否めず、逆に秩序だったマナーを守った利用は河川環境面でも望ましい効果をもたらす可能性が高いでしょう。</u></p>

資料5 基本理念について(案) (委員意見集約版)

基本理念(案) 第15回委員会資料7で配布した案	基本理念(案)作成時の説明(出展等)	委員から寄せられた意見	
<p>5</p> <p>《基本方針を考えるキーワード》</p> <p>①沿川の歴史風土にあった利用をする ②自然河川としての生息環境を保全する ③敷地の多様な利用を適正におこなう ⇒川と街の一体感を創る利用 ⇒身近に自然を楽しめる利用 ⇒川ならではの魅力と高めた利用 ⇒自由使用・自己責任で利用 ⇒利用は正は、利用者の理解を得ておこなう</p>	<p>■淀川水系河川整備計画原案「1. 河川整備計画策定にあたっての基本的考え方」(P2)より引用 ・・・沿川住民や自治体からの河川利用のニーズも踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境教育を推進する場という観点も含めて利用を推進する。・・・地域特性を踏まえ、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体現・・・。</p> <p>■4. 5 利用(P74) ・・・都市域のコミュニティ空間として、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体現できるような河川整備を行う。 ・・・河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行うこととし、併せて利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図る。</p>	<p>(項目追加意見) ○「流域自治体(住民)の強力な協調」を追加してはどうか。</p> <p>(個別内容意見) ○①の記述 ・「沿川の範囲」「歴史風土」の捉え方が課題となります。 ・「流域の景観とその機能を損なわない利用をする」に変更してはどうか。 ○②の記述 ・「自然河川」の定義が曖昧です。「河川の自然性」なら考えられますが、日本の風土の中で人為的改変を受けていない「自然河川」はほとんど存在し得ないといえます。なお、保全生態学では「生息」と「生育」とを区別しているそうです。 ・「望ましい河川生態系を保全・修復する」に変更してはどうか。</p>	<p>○③の記述 ・敷地の多様な利用を適正におこない、それによって、利用者相互、利用者と沿線地域との交流を図るという考えが重要であると思います。また、自由使用の概念・理念をよく理解していることが利用の前提になっているので、それを求めていくことも欠かせません。 ・理念の「本来河川敷以外で利用する施設については縮小」と矛盾するので、再検討がいる。 ・「基本理念に基づいた利用を適正に行う」に変更してはどうか。 ・「河川敷を利用する場合には次を基本とする」に変更してはどうか。 ⇒提内地と一体となる河川景観としての利用 ⇒親水空間としての利用 ⇒自由使用・自己管理のもとでの利用 ⇒身近に自然を体感し、楽しめる利用 ⇒川ならではの魅力を高める利用</p>
<p>6</p> <p>「本来河川敷以外で利用する施設」の整理が必要</p> <p>◇占用許可準則で占用可能な施設はどうか考えるのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公園、緑地又は広場 ■運動場等のスポーツ施設 ■キャンプ場等のレクリエーション施設 ■グライダー練習場 ■ラジコン飛行機滑空場 	<p>■占用許可準則で設置が可能な施設ですが、河川敷以外で利用する観点から、縮小する順番などを示すことが可能であれば、整理をお願いします。</p>	<p>(意見) ○具体例を挙げて規定しようとしてもきりがなく、将来、必ず例外が生じる。明確な定義が必要である。 ○示されている占用可能な施設例は、基本理念と乖離して(基本的には利用を認めないかやむを得ず縮小すべきもの)おり、ここでは具体例をあげる必要はない。 ○グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場は、占用可能な施設と扱わず削除してはどうか。 ○河川によって活かされる(活性化される)のが地域であって、その活性化に繋がるものが、例えば、長大だが長細いという河川ならではの特徴を持つ、河川敷のグライダー利用であれば、それも許容できると思われる。また、活かされるのが大空への憧れ持つ若人の思いであるなら、次代を担う人々の鍛錬の場として、エネルギーの最小利用で大空を舞うことのできるグライダーの滑空場としての利用も十分意義のあるものと見なされる。 基本的には、占有者によって公正性・公平性の観点から適切と見なされる使用規則が定められており、それに基づいて、規則を遵守する人々に広く利用が開放されていることが必要条件であり、占用区域に隣接する区域に居る人々に恐怖感を与えたり、騒音、臭気等で悩ませたりすることは絶対にあってはならないことである。</p>	
<p>7</p> <p>野洲川における河川の保全・利用にあたっての基本方針(案: その1)</p> <p>(1) 河川の保全にあたっては、自然環境・水辺環境や地域の歴史と野洲川の関わりを考慮する。 (2) 河川の利用にあたっては、河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用を図ることとする。 (3) 治水・利水・環境をふまえた河川の保全と利用の調整を図る。 (4) 河川の利用にあたっては、利用者、釣り人や地域住民の安全面を考慮することとする。</p>	<p>■基本方針の案について検討をお願いします。</p>	<p>(基本方針共通意見) ○【共通】「河川の保全・利用」と、「保全」と「利用」とを切り離して取り扱われていますが、「河川の保全利用」、すなわち「河川の保全を前提とした利用」ではないのでしょうか。 ○【共通】「基本方針は河川ごとに定める」とされているのですが、この案には、野洲川らしさが具体的にはほとんど出てないと思われます。その辺りについてじっくりと考える必要があるように思います。 ○【共通】野洲川の基本方針の前提となる、野洲川に関する歴史、文化、自然環境、利用実態等については、どのように記述するのか。</p> <p>(個別内容意見) ○(1)の記述 ・「河川の保全にあたっては」といった場合、「河川の保全」とは何を意味しているのかを定義しなければならないと思います。 ・自然環境とは？野洲川は自然環境？意味が分かりません。 ○(2)の記述 ・「水辺の総合的利用」のイメージが掴めません。文章としては、「河川の利用にあたっては、河川とのふれあいを目指して、水辺の総合的利用が図られていることが必要である。」が考えられます。 ・「河川とのふれあい」とは具体的にいかなる事象を指すのかを明確にする必要がある。 ○(3)の記述 ・「治水・利水・環境」を河川法改正の趣旨に沿った表現として「環境・治水・利水」の順にする。また、「保全と利用の調整を図る」は、「保全・利用を目指す」に訂正する。 ○(4)の記述 ・文中の「釣り人」は具体的すぎて、他の用語とのバランスに違和感を感じる。 ・「利用者、釣り人や地域住民」という表現(例示主体と順序)が適切かどうか、再考したほうが良い。</p>	<p>○(5)の記述 ・「河川利用のための施設整備にあたっては、河川内にある資材のみの利用を原則とし、外部からの持ち込みは極力行わない。」 ・「***河川内において資材の調達と廃棄を行うことを原則とする」に変更。 ○(6)の記述 ・河川利用のための改修工事にあたっては、環境保全面から最小限の改変に止まるようにし、利用後の環境復旧が容易となるよう、十分に配慮する。 ・「***改変とし復元が容易となるようにしなければならない」に変更。 ・「最小限の改変」に、「自然に配慮した工法を用いること」を追記。 ○(7)の記述 ・「河川の利用にあたっては、地域交流、利用者間交流、利用者一地域間交流が促進されるよう配慮する。」 ・「***地域交流が促進される***」の意図がわからない。そこで、「河川の保全と利用にあたっては、保全・利用が競合する流域住民の合意形成を図るものとする」にする。</p>
<p>8</p> <p>野洲川における河川の保全・利用にあたっての基本方針(案: その2)</p> <p>(5) 河川の利用にあたっては、施設の整備は河川内資材の利用を原則とし、外部からの持ち込みは極力行わない。 (6) 河川の利用にあたっては、改修工事は環境保全面から最小限の改変とし復旧が容易となるよう配慮する。 (7) 河川の保全と利用にあたっては、地域交流が促進されるよう配慮する。</p>	<p>■基本方針の案について検討をお願いします。</p>		<p>(追加記述意見) ○地元自治体の環境に関する諸施策との整合性をはかること。 ○新たな利用を協議するに当たり、地域住民の合意形成プロセスを尊重すること。 ○(修正意見: 案その1、その2)を整理する。 ①治水、利水、環境を踏まえた十分な調整を図る。 ②自然環境、水辺環境や地域の歴史と野洲川との関わりを考慮する。 ③河川とのふれあいを目指した利用を図ることとする。 ④利用者や地域住民の安全を図ると共に地域交流が促進されるよう考慮する。 ⑤改修にあたっての資材は河川内資材の利用を原則とし、外部からの持ち込みは極力行わない。 ⑥改修工事は環境保全面から最小限の改変とし復旧が容易となるよう配慮する。</p>

資料6 審査対象公園審査表(案)【野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園】

審査区分		(参考) 守山市河川公園審査表			審査対象公園審査表			比較説明
区分	審査項目	審査細目	説明	審査細目	説明	変更理由等		
A 占用施設の計画と設置理由の検証	A1 必要性	A11 必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか	A11 必要理由	この場所を必要とする理由は妥当なものか	⇒守山市河川公園と同じ		
		A12 -	追加1	A12 占用面積の適切度	占用面積を必要最低限にしているか	(河川公園ではない項目であるがグライダーで追加)		
	A2 代替性	A21 代替可能性	堤内地で代替可能な施設であるか	A21 代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか	⇒守山市河川公園と同じ		
		A22 代替地調査	代替地の調査はどこまでされたか	A22 代替地調査	代替地の調査はどこまでされたか	⇒守山市河川公園と同じ		
		A23 代替地交渉	代替地の交渉はされたか	A23 代替地交渉	代替地の交渉はされたか	⇒守山市河川公園と同じ		
	A3 継続性	A31 形態変更	施設の形態変更は妥当であるか	A31 形態変更	施設の形態変更は妥当であるか	⇒守山市河川公園と同じ		
	A4 安全性	A41 人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか	A41 人への安全	施設利用者や流域住民への安全性は確保されているか	⇒守山市河川公園と同じ		
		A42 -	追加2	A42 散策者の安全対策	施設利用者以外の、通過または横断する釣人、散策者などの一般利用者の安全対策は明確か	(河川公園ではない項目であるがグライダーで追加)		
		A43 施設の安全	冠水をした場合の管理上の問題はないか	A43 施設の安全	冠水をした場合の管理上の問題はないか	⇒守山市河川公園と同じ		
	A5 公共性	A51 公共的利用	他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか	A41 公共的利用	他の利用者に対して排他・独占的な利用にならないか	⇒守山市河川公園と同じ		
B 施設利用状態と利用者面からの検証	B1 占用施設利用状態	B11 設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか	B11 設置期間	施設の使用期間はどのくらいになるか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B12 占用許可期限	許可期限は適正であるか	B12 占用許可期限	許可期限は適正であるか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B13 施設の変遷	施設内容は変化しているか	B13 施設の変遷	施設内容は変化しているか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B14 施設管理	申請者が施設利用実態を把握しているか	B14 施設管理	利用の注意事項、連絡先は看板で表示しているか	説明欄修正		
		B15 協調利用	地域や市町村との協調はどうであったか	B15 協調利用	地域や市町村との協調はどうであったか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B16 維持計画	維持管理計画は適正であるか	B16 維持計画	維持管理計画は適正であるか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B17 補修状況	施設を補修した実績はどのくらいあるか	B17 補修状況	施設を補修した実績と持ち込んだ補修材は記録してあるか	説明欄修正		
	B2 利用者	B21 利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか	B21 利用状況	年間利用者数など利用状況はどのくらいか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B22 トイレの確保	トイレ等は確保はされているか	B22 トイレの確保	トイレ施設・ゴミ箱は、確保・維持されているか	トイレ施設の維持、ゴミ箱を追加		
		B23 利用者対応	管理人を置いている施設か	B23 利用者対応	多くの人が利用される場合の臨時処置は定めてあるか	説明欄修正		
		B24 車の規制等	車の通行や駐車の問題は発生していないか	B24 駐輪場・駐車場の確保	利用者の駐輪場、障害者用を含めた駐車場の確保はできているか	説明欄修正		
	B3 利用形態(ふれあい)	B31 年齢層	子どもからお年寄りまでが使える施設か	B31 年齢層	子どもからお年寄りまでが使える施設か	⇒守山市河川公園と同じ		
		B32 利用者交流	利用者の交流が図れる施設か	B32 利用者交流	地元とのふれあい・交流行事はあるか	説明欄修正		
		B33 川とのふれあい	人と川のふれあいが出来る施設か	B33 川とのふれあい	人と川のふれあいが出来る施設か	⇒守山市河川公園と同じ		
		B34 活動参加	河川愛護・保護活動への参加はあるか	B34 活動参加	河川愛護・保護活動への参加はあるか	⇒守山市河川公園と同じ		
		B35 地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か	B35 地域活性化	地域密着型の利用形態の施設か	⇒守山市河川公園と同じ		
	C 治水・利水・環境を考慮した占用施設の検証	C1 治水・利水	C11 治水	治水の事前審査はすんでいるか	C11 治水	治水の事前審査はすんでいるか	(完了していることが前提で対象としない)	
C12 利水			利水の事前審査はすんでいるか	C12 利水	利水の事前審査はすんでいるか	(完了していることが前提で対象としない)		
C2 環境		C21 動植物	動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか	C21 動植物	動物・植物、とりわけ貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか	⇒守山市河川公園と同じ		
		C23 生息地の連続性	生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか	C23 生息地の連続性	生物の生息環境の河川縦横断方向の連続性が、著しく分断されることはないか	⇒守山市河川公園と同じ		
		C24 環境の回復性	占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか	C24 環境の回復性	占用期間終了後、環境の早期回復が見込めるか	⇒守山市河川公園と同じ		
		C25 水質	水質汚濁はないか	C25 水質	水質汚濁はないか	⇒守山市河川公園と同じ		
		C26 騒音・振動	騒音・振動の発生はないか	C26 騒音・振動	騒音・振動の発生はないか	⇒守山市河川公園と同じ		
		C27 大気	大気汚染の発生源にならないか	C27 大気	大気汚染の発生源にならないか	⇒守山市河川公園と同じ		
C3 景観・文化		C31 景観	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか	C31 景観	施設の形態や色彩などは、流域の景観特性を阻害していないか	⇒守山市河川公園と同じ		
		C33 植生	在来の植生を活かした施設か	C33 植生	在来の植生を活かした施設か	⇒守山市河川公園と同じ		
		C34 地域共存	地域風土と共存している施設か	C34 地域共存	地域風土と共存している施設か	⇒守山市河川公園と同じ		
その他 意見聴取		D11 地元意見		D11 地元意見	地元要望を聞いて対応しているか			
		D12 利用者意見		D12 利用者意見	利用者から広く意見を聞いて対応しているか			

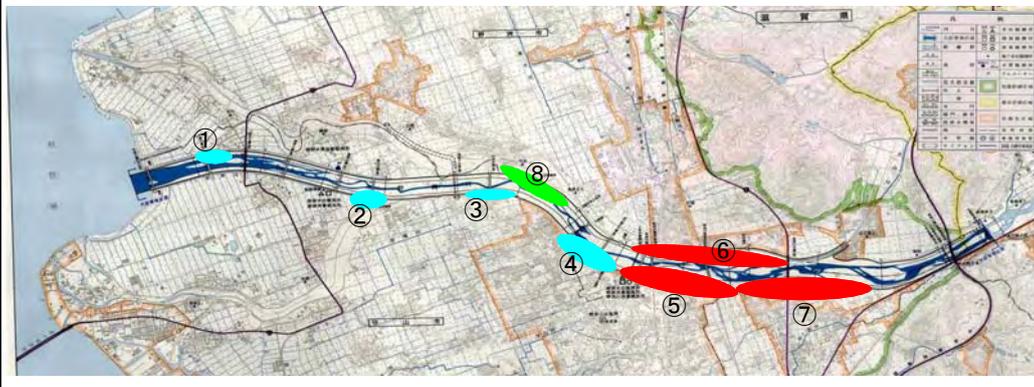
審査対象公園概要説明資料

- ・野洲川立入河川公園(守山市)
- ・野洲川河川公園(野洲市)
- ・野洲川運動公園(栗東市)

琵琶湖河川事務所

河川保全利用委員会審議対象施設一覧表

番号	件名	許可受者	場所	番号	件名	許可受者	場所
①	野洲川小浜河川公園	守山市	右岸	⑤	野洲川立入河川公園	守山市	左岸
②	野洲川改修記念公園	守山市	左岸	⑥	野洲川河川公園	野洲市	右岸
③	野洲川川田河川公園	守山市	左岸	⑦	野洲川運動公園	栗東市	左岸
④	野洲川ふれあい広場	野洲市、守山市 連名	左岸	⑧	グライダー訓練場	(財)日本学生航空連盟	右岸



⑤野洲川立入河川公園(守山市)概要

地点番号	件名	許可受者	場所	占用面積(m ²)	占用開始年月日	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	
⑤	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原	左岸	92,641.4	平成3年3月30日	平成13年1月16日～平成20年3月31日	19年度	多目的広場 1面 グラウンド 1面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1面 野外ステージ 1面 球技・スポーツ広場

⑤野洲川立入河川公園(守山市)

建近	国近	占用面積(m ²)	主な施設
H3.3.30	建近	24、26条許可(新規)(～H8.3.31)	5,272.70㎡
H4.2.12	建近	26、27条許可(シェルター設置外)	
H8.3.27	建近	24条許可(～H13.3.31)	5,272.65㎡
H9.5.17	建近	24、26、27条許可(H9.5.17～H19.3.31)	14,508.18㎡
H11.1.25	建近	26条許可(工作物の一部変更)	
H11.3.3	建近	24、26、27条許可	25,712.07㎡
H11.12.27	建近	24、26、27条許可(H11.12.27～H20.3.31) (球技広場、芝生広場、遊技広場の設置等の公園の拡張)	57,376.98㎡
H12.10.13	建近	26、27条許可(工期延期・工作物の変更)	
H13.1.16	国近	24、26、27条許可(第4工区)(～H20.3.31) (芝生広場、森林、便益・休憩施設の追加)	92,641.37㎡
H13.10.3	国近	24、26条許可(遊具施設の一部変更)	92,641.37㎡

⑥野洲川河川公園(野洲市)概要

地点番号	件名	許可受者	場所	占用面積(m ²)	占用開始年月日	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	
⑥	野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲市三上地先	右岸	139,181.1	昭和57年2月3日	平成17年12月28日～平成20年3月31日	19年度	健康広場、自由広場、中央広場 陸上競技場、グランドゴルフ場 芝生広場、ゲートボール場 2面 バレーテニス兼用コート2面 テニスコート 5面

⑥野洲川河川公園(野洲市)

建近	国近	占用面積(m ²)	主な施設
S62.5.16	建近	24、26、27条許可(～S65.5.15)	1,247.90㎡
H3.12.16	建近	24条許可(～H5.3.31)	1,247.90㎡
<H5.12.13付け建近占調占第1号で統合>			
S57.2.3	建近	24、26、27条許可(～S62.3.31)(第1工区)	39,048.70㎡
S58.1.24	建近	24、26、27条許可(～S62.3.31)(変更・第2工区の施工)	75,073.40㎡
S59.3.6	建近	24、26、27条許可(～S62.3.31)(変更・第3、第4工区の施工)	137,121.40㎡
S59.12.13	建近	26、27条許可(工期延期)	
S60.3.2	建近	24、26、27条許可	
S62.3.9	建近	26条許可(園路の構造変更)	
S62.5.16	建近	26条許可(車止め設置)	
S63.4.1	建近	24条許可(S63.4.1～S68.3.31)	137,140.50㎡
H5.12.13	建近	24、26、27条許可(～H10.3.31)(ゲートボール場→グランドゴルフ場に変更)	138,388.40㎡
H8.5.9	建近	26、27条許可(少年野球場、駐車場設置)	
H11.2.24	建近	24条許可(～H20.3.31)	138,388.40㎡
H11.3.5	建近	26、27条許可(グランドゴルフ増設、高木植栽)	
H11.11.16	建近	26、27条許可(ベンチ増設、高木植栽)	
H13.4.13	国近	26条許可(砂入人工芝張替)	
H17.1.7	国近	26条許可(階段手摺り設置)	
H17.12.28	国近	24、26条(占用面積精査、木製遊具撤去)(～H20.3.31)	139,181.10㎡

⑦野洲川運動公園(栗東市)概要(1)									
地点番号	件名	許可受者	場所	占有面積(m ²)	占有開始年月日	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	
⑦	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出底字外川原付近	左岸	34,794.4	昭和48年11月1日	平成17年4月1日 ～平成20年3月31日	19年度	グランドゴルフ場 2面 ローンプレイフィールド テニスコート 4面 ソフトボール場 3面 陸上競技場
⑦野洲川運動公園(栗東市)									
S48.11.1	滋賀県指令草土第2680号			24条許可【県許可】			34,027.66m ²		
S50.11.5	建近水第393号			24、26、27条:当所許可			32,435.00m ²		
S51.4.21	建近琵琶占第8号			24、26条許可(～S56.3.31)			32,435.00m ²		
S52.7.12	建近琵琶占第74号			26、27条許可					
S53.12.8	建近琵琶占第113号			26条許可					
S55.2.18	建近琵琶占第157号			26、27条許可					
S57.4.2	建近琵琶占第29号			24条許可(～S61.3.31)			32,608.00m ²		
S57.4.2	建近琵琶占第34号			26条許可					
S60.6.17	建近琵琶占第46号			26条許可(施設の一部撤去)					
S60.8.12	建近琵琶占第69号			26条、55条許可【栗東町道】					
S61.11.20	建近琵琶占第4号			24条許可(～S66.3.31)			25,256.30m ²		
S62.2.12	建近琵琶占第67号			26条、27条許可(駐車場及び進入路新設)					
S62.3.25	建近琵琶占第98号			26条許可(進入路の舗装)					
S63.3.14	建近琵琶占調占第120号			26条許可(テニスコートの形状変更)					
S63.3.28	建近琵琶占調占第167号			26条許可(ソフトボール場ネット変更)					
S63.11.25	建近琵琶占調占第111号			24、26、27条許可(施設縮小、芝部分の拡大)					

⑦野洲川運動公園(栗東市)概要(2)			
⑦野洲川運動公園(栗東市)			
H1.3.6	建近琵琶占調占第168号	26、27条許可(ソフトボール場ネット変更外)	
H2.2.19	建近水第37号	24、26、27条許可(～H3.4.1)	26,564.90m ²
		(～H7.1.31)	26,167.90m ²
		(提外民地買収による公園拡張)	
H3.12.27	建近水第554号	24、26、27条許可	28,126.60m ²
		(提外民地買収による広場等新設)	
H7.2.24	建近琵琶占調占第54号	24、26、27条許可(～H12.3.31)(工期延期)	28,126.60m ²
H9.1.14	建近琵琶占調占第93号	26条許可(階段の形状変更)	
H9.12.5	建近琵琶占調占第65号	24、26条許可(陸上競技場改築)	35,685.865m ²
H11.12.2	建近琵琶占調占第45号	26条許可(ラグビーゴール設置)	
H13.1.31	建近琵琶占調占第5号	26条許可(テニスコートの砂入人工芝)	
H13.1.31	建近琵琶占調占第11号	24条許可(～H17.3.31)	35,885.87m ²
H14.3.8	国近整琵琶占調占第211号	26条許可(シェルター設置)	
H15.1.6	国近整琵琶占調占第130号	24、26条(～H17.3.31)	36,694.36m ²
		(グランドゴルフ場設置)	
H18.5.11	17国近整琵琶占調河占第1号	24条(～H20.3.31、占有面積精査)	34,794.36m ²

各公園の利用状況及び特記事項

1. 協調的な利用

守山市、野洲市、栗東市では各市の条例により、3市民であれば3公園どこでも同じ利用料金で利用できるようになっています。

2. 利用者数(平成18年度)

野洲川立入河川公園…約41,000人

野洲川河川公園…約61,600人

野洲川運動公園…約57,400人

3. 公園を利用した定期イベント開催状況

野洲川大花火大会(野洲市・栗東市共同開催)
夏祭り など

4. 堤外民地

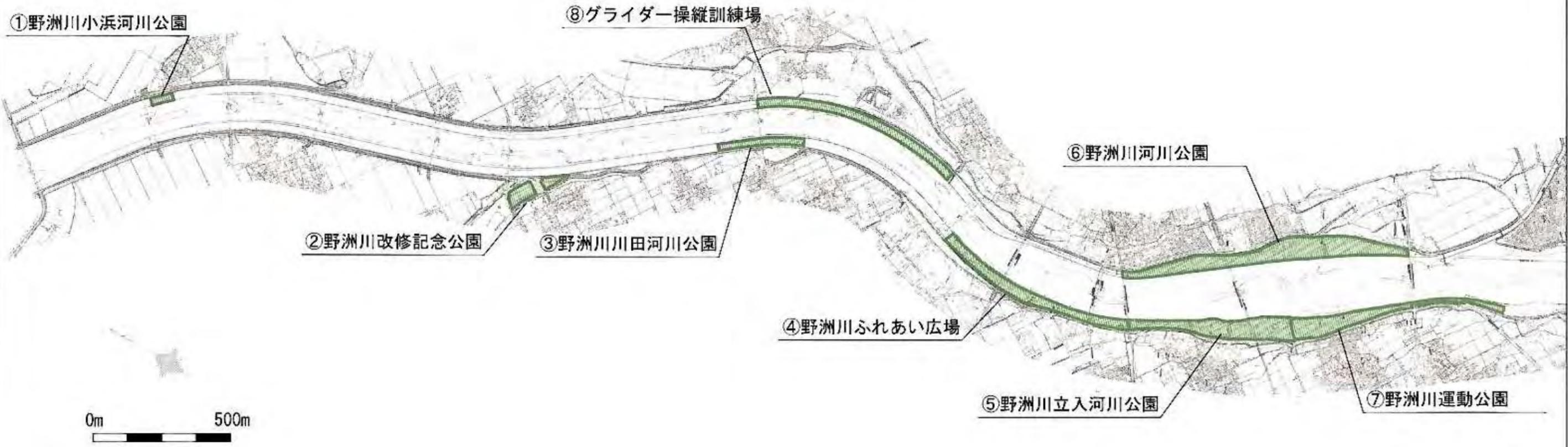
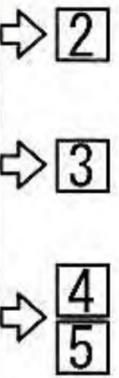
栗東市の野洲川運動公園には民有地が多くあります。

5. 公園内の高木について

低水路の高木については毎年計画的に伐採を行っているが、高水敷の高木については死水域として計画高水流量にカウントされているため治水上の支障はありません。

資料-7 審査対象公園概要説明資料

地点番号	件名	許可受付け者	場所	占有面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受付け者	場所	占有面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設		
①	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜町地先	右岸	17268.60	平成16年4月1日 ～平成19年3月31日 (更新手続中)	意見書提出 18年度	多目的広場 2面	⑤	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原	左岸	92641.37	平成13年1月16日 ～平成20年3月31日	19年度	多目的広場 1面 グラウンド 1面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1面 野外ステージ 1面 球技・スポーツ広場
②	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側岸)	左岸	23097.01	平成13年4月1日 ～平成19年3月31日 (更新手続中)	意見書提出 18年度	ゲートボール場 7面 サッカー場 1面 グラウンドゴルフ場 1面	⑥	野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲市三上地先	右岸	139181.10	平成17年12月28日 ～平成20年3月31日	19年度	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グランドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 2面 パレーテニス兼用コート 2面 テニスコート 5面
③	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34152.40	平成16年4月1日 ～平成19年3月31日 (更新手続中)	意見書提出 18年度	多目的広場 2面 緑地広場 1面 グランドゴルフ 1面	⑦	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出座 宇外川原付近	左岸	34794.36	平成17年4月1日 ～平成20年3月31日	19年度	グランドゴルフ場 2面 ローンプレイフィールド テニスコート 4面 ソフトボール場 3面 陸上競技場
④	野洲川ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地先 ～野洲市野洲字坂田地先	左岸	57461.66	平成14年8月9日 ～平成21年9月30日	21年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場	⑧	グライダー操縦訓練場	(申請者) (財)日本学生航空連盟	守山市川田町地先	右岸	66122.00	-	新規案件	離陸用滑走路 着陸用滑走路 搬入路 駐車場



野洲川立入河川公園 (守山市) 施設配置図

地点⑥

公園区域



A2_グランドゴルフ場全景



21_野外ステージ



96_注意看板



A1_水飲み場



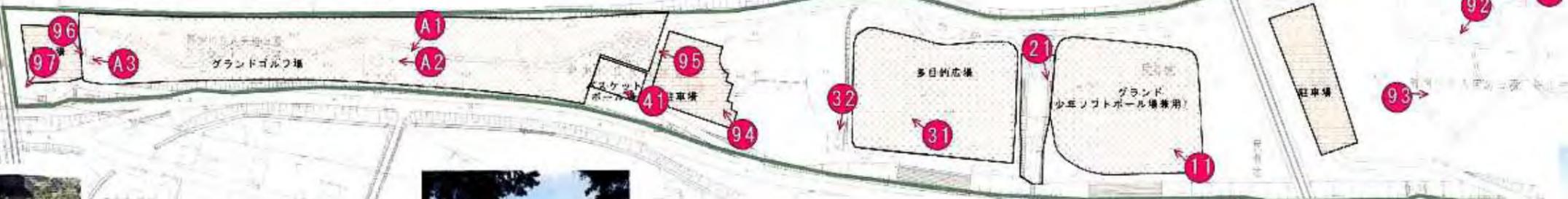
95_トイレ-3



93_トイレ-1



92_遊具



97_ごみ箱



A3_休憩場



41_バスケットコート



32_トイレ-2



11_ソフトボール場



91_上流より公園を望む

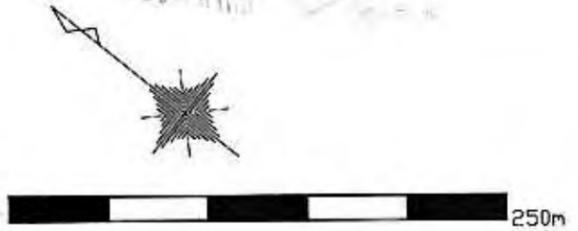


94_駐車場全景



31_多目的広場

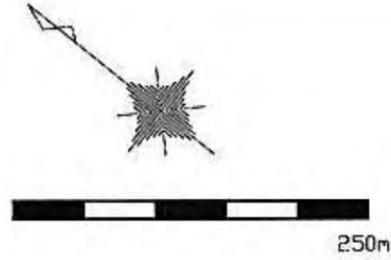
- 【占用申請施設】**
- 10_グランド 1面
(少年ソフトボール場兼用)
 - 20_野外ステージ 1面
 - 30_多目的広場 1面
 - 40_バスケットコート 1面
 - 50_球技・スポーツ広場 1面
 - A_グランドゴルフ場
 - 90_その他



野洲川河川公園 (野洲市) 施設配置図

【占用申請施設】

- A_野球場
- 10_陸上競技場
- 20_中央広場
- 30_テニスコート 5面
- 40_バレー・テニス兼用コート 2面
- 50_ゲートボール場 2面
- 60_グランドゴルフ場
- 70_健康広場
- 80_芝生広場
- 00_自由広場
- 90_その他



地点⑦



A6_野球場全景-2



A1_野球場全景



93_駐車場全景



21_トイレ



92_橋門周辺



91_上流より公園を望む



81_芝生広場全景



94_看板



22_遊具



公園区域

81
82

健康広場
芝生広場

71

グランドゴルフ場



31_テニスコート



A7_ベンチ-1



A3_喫煙所



A2_水道-1



82_遊歩道



71_ベンチ-2



11_陸上競技場



A5_水道-2



A4_グラウンド

野洲川運動公園 (栗東市) 施設配置図

4

地点⑧

公園区域



54_競技場-1



42_グラウンド全景



22_パターゴルフ場全景



21_パターゴルフ場



53_競技場-2



94_トイレ-1



41_ソフトボール場



54_陸上競技場



95_多目的広場



51_トイレ-2



32_水飲み場



93_案内看板



92_管理人室



11_ベンチ



52_陸上競技場全景



95_多目的広場全景



31_テニスコート



91_駐車場全景

- 【占用申請施設】
- 10_グランドゴルフ場
 - 20_ローンプレイフィールド
 - 30_テニスコート 4面
 - 40_ソフトボール場 3面
 - 50_陸上競技場
 - 90_その他

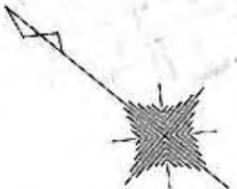


250m

野洲川運動公園 (栗東市) 所有区分図

地点⑧

	公園区域
	民有地
	市有地
	官有地



250m

資料8 今後の委員会運営、審議内容について

委員会名称	委員会運営など全体事項	申請の諮問に対する審議	意見書の提出・許可手続きなど	基本理念の検討	ガイドラインの検討	その他
第13回委員会 (H19年2月1日)	○グライダー意見照会文書	○グライダー案件の審議(1) 河川管理者からの説明		○基本理念の検討(1) 今までの審議の整理		
第14回委員会 (H19年5月24日)	○委嘱状交付(4名)	○グライダー案件の審議(2) 申請者からの説明				
類似滑空場調査 (H19年6月3日)		○類似滑空場調査 大野・木曾川滑空場調査				
対話集会① (H19年7月29日)		○関係住民との意見交換① グライダー候補地現地案内 概要説明とアンケート実施				
対話集会② (H19年8月26日)		○関係住民との意見交換② 対話討論会形式 ⇒委員会に報告				
第15回委員会 (H19年10月4日)		○グライダー案件の審議(3) 申請者からの追加説明 ○野洲川H19年継続案件の進め方	※グライダー審査完了			◆グライダー審査表公表
調整作業会(1) (H19年11月22日)		○委員意見の調整・まとめ グライダー審査表の集約	※委員意見調整 ※グライダーの審査表まとめ			
調整作業会(2) (H19年11月27日)		○委員意見の調整・まとめ グライダー意見書の集約	※委員意見再調整 ※グライダーの意見書(案)作成 ★運動公園審査方法検討			
第16回委員会 (H19年12月6日)	○継続案件意見照会文書	○グライダー意見書(案)審議 ○野洲川H19年継続案件の審議(1) (河川管理者説明)	※運動公園審査表の提案	○基本理念の検討(2) 基本理念の検討		◆グライダー意見書公表 ○現状説明資料(河川管理者)
第17回委員会 (H19年12月20日)		○野洲川H19年継続案件の審議(2) (現地調査)(占用者説明)		○基本理念の検討(3) ※基本理念・基本方針決定	○ガイドラインの考え方提案	◆運動公園審査表公表 ○占用状況説明資料(占用者) ◆基本理念公表
第18回委員会 (H20年1月下旬)		○野洲川H19年継続案件の審議(3) (占用者説明)	※運動公園委員意見集約・調整		○ガイドラインの審議(1)	
第19回委員会 (H20年3月中旬)	○H20年以降の進め方	○継続案件意見書(案)審議	◆継続案件意見書提出		○ガイドラインの審議(2) ※ガイドライン決定	◆ガイドライン公表 ◆継続案件意見書公表